

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年6月6日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年6月6日(火) 午前 9時59分 開会
午前10時23分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一
同局次長代理 香山叔彦 同局副主査 濱野 淳

1. 案件

令和5年第2回定例会の審議日程及び議事日程について

(午前9時59分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は大変お忙しいところ議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

6月9日に開催される令和5年第2回摂津市議会定例会におきまして、報告案件5件、予算案件1件、人事案件16件、条例案件5件、その他案件1件、合計28件の議案を提出させていただきます。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は松本委員を指名します。

令和5年第2回摂津市議会定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 令和5年第2回摂津市議会定例会提出議案の概略説明をさせていただきます。

報告第1号は摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件です。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたものです。

その主な内容は、固定資産税に関して、一定要件を満たすマンションの長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合、工事が完了した翌年度分

の建物に係る固定資産税額を3分の1減額することとしたものです。

軽自動車税種別割に関しては、グリーン化特例の適用期限を令和8年3月31日まで延長とし、25%軽減の対象については、令和7年3月31日まで延長することとしたものです。

個人の市民税に関しましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例につきまして、一定の要件を満たす場合には、その適用期限を令和8年度分まで延長することとしたものです。

次に、報告第2号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件です。本件は公用自動車による車両接触事故に係る損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものです。

事故の発生状況については、令和5年1月23日(月)午前10時2分頃、摂津市鳥飼野々一丁目24番1号、近藤診療所敷地内駐車場において、駐車のため後退した際、隣の駐車スペースに駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させたものです。損害賠償の相手方については議案書のとおりです。

また、損害賠償の額は10万6,678円で、全額、損害保険ジャパン株式会社から補填されるものです。

なお4月14日に示談が成立いたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただきます。

次に報告第3号は、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件です。

本件は、エネルギー、食料品等価格の物価高騰の影響を受けた生活者支援を行うものです。低所得の子育て世帯及び令和5

年度住民税非課税世帯等に対し、歳入・歳出それぞれ、5億7,551万9,000円を追加する補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、4月26日に専決処分をいたしましたものです。

主な内容は、歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億625万円、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金、6,065万円及び同（その他の世帯分）事業費補助金、8,755万円等を計上しております。

歳出では、物価高騰支援給付金3億8,100万円、物価高騰支援給付金窓口等業務委託料2,899万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）6,065万円及び同（その他世帯分）として8,755万円などを計上しております。

次に、報告第4号は、摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件です。

本件は令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により、5月2日に専決処分したものです。

内容については、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の救護に従事した職員に対し、日額3,000円、身体に接触して救護に従事した場合は、日額4,000円の衛生・一般廃棄物作業従事手当を支給する旨の規定を削除するものです。

報告第5号は、令和4年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件です。

本件は、令和4年度繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2

項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告するものです。

内容は、款3民生費、項2児童福祉費の民間保育所等入所承諾事業で、金額108万円を翌年度に繰り越すものです。繰越額の財源は、全額、国府支出金です。そのほか4事業です。

次に、議案第36号は、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）です。

本件は、現計予算額467億5,129万7,000円に補正額4億8,756万5,000円を追加し、補正後の予算額を472億3,886万2,000円とするものです。

その内容は、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や指定寄附金（消防総務課）などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

歳出では、物価高騰対策割引券交付金や、消防本部車両・資機材整備事業における機械器具費などを計上いたしております。

また繰越明許費では、消防本部車両・資機材整備事業を設定しております。

次に議案第37号から議案第52号までは、農業委員会委員の任命について同意を求める件です。

本件は、全ての農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、引き続き神寄勇人氏、樋上繁昭氏、濱口光緒氏、石橋周三氏、福田洋子氏、渡邊勝彦氏、濱口護氏、近藤元二氏を任命するとともに、新たに池上毅春氏、岩田一成氏、中尾伸雄氏、宮本貞夫氏、小笠貞夫氏、塚本由美氏、井関良徳氏、辻利彦氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

次に議案第53号は、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件です。

本件は、スマートフォンを使用した印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスを実施するため、所要の改正を行うものです。

その内容は、印鑑登録証明書について、コンビニ等のマルチコピー機を利用する際に、スマートフォンを使用して交付を受けることができる規定を追加するものです。

なお、施行日は、規則で定める日としております。

次に、議案第54号は、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件です。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その主な内容は、国税である森林環境税を個人住民税の均等割に併せて年額1,000円を賦課徴収するものです。

軽自動車税種別割に関しましては、原動機付自転車から一定の要件を満たす電動キックボード等が新たに特定小型原動機付自転車として区別され、税率を2,000円とするものです。

軽自動車税種別割及び環境性能割に関しては、自動車メーカーによる燃費・排ガス不正行為があった場合に、自動車メーカーに負わせる納税不足額に加算する割合を10%から35%に引き上げるものです。

個人市民税に関しては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について、前年から異動がない場合は、記載事項の記載に代えて、異動ない旨の記載によることができるものです。

施行日は、令和6年1月1日としております。ただし、一部の規定は、令和5年7月1日及び令和7年1月1日といたして

おります。

次に、議案第55号は、摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件です。

本件は、使用料から利用料金に変更するため、所要の改正を行うものです。

その主な内容は、摂津市青少年運動広場条例、摂津市立体育館条例、摂津市立テニスコート条例、摂津市スポーツ広場条例及び摂津市山田川運動広場条例を改正し、利用料金を定めるものです。

また、摂津市立温水プール条例を改正し、各条例の改正との整合を図るものです。

施行日は令和6年4月1日としております。

次に、議案第56号は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件です。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

その内容は、厚生労働大臣の記載を内閣総理大臣に改めるものです。

施行日は公布の日としております。

次に、議案第57号は、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件です。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、変電設備として規制されていた全出力が200キロワットを超える急速充電設備についても、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を適用させるも

のです。

また、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の適用対象となる急速充電設備はコネクタ型であることの明確化を行います。また、設備本体及び充電ポストで構成される分離型の急速充電設備に関して基準の整備を行うものです。

施行日は、令和5年10月1日としております。

ただし、一部の規定は公布の日です。

最後に、議案第58号は、工事請負契約締結の件です。

本件は、工事請負契約の締結において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う電線共同溝工事委託で、契約方法は随意契約、契約金額は2億8,279万5,700円です。

契約の相手方は、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部関西事業部で、代表者は大阪市北区東天満1番19号、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社大阪支店支店長川中明氏です。

以上、令和5年第2回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。何か質問があればお受けいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 1点です。損害賠償の件、加害車両はどの部署のどのような車でしょうか。

○村上英明委員長 山口部長。

○山口総務部長 車両の所管課は高齢介護課です。使用目的は、高齢者移送サービスです。車両は本市所有ではなく、リース

契約を交わしており、その車を活用してシルバー人材センターに高齢者移送サービスを委託しているスキームです。

ちなみに、この保険会社については、リース元の会社で保険に入られておりますので、本市が通常使います、公益社団法人全国市有物件災害共済会ではなく、民間の損保会社となっています。

以上です。

○村上英明議員 安藤議員。

○安藤薫議員 ありがとうございます。

もう1点。報告第3号の専決処分についてです。幹事長会で報告されて、事業そのものが年度末に決まり、いち早く市民に提供したい意図で、専決処分になったと思います。地方自治体で決定できる部分がある事業でもあります。やはり議会を開いて議論すべきではないかと思います。いろいろな経過があるので、今回の専決処分については同意しますが、議会で議論をする場、臨時議会等も視野に入れた議論を考える必要があると思います。今後、このような事態があったときに、議会運営委員会の場で議論し、決定していくのが大事だと思います。これは意見として述べておきます。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 以上で、質問を終わります。

理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは第2回定例会の審議日程及び

議事日程について、事務局から説明をお願いします。

濱野副主査。

○濱野事務局副主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案について、お手元の資料に基づき説明いたします。

まず、1ページ目の審議日程につきまして、会期は6月9日から6月27日までの19日間です。

本会議初日の6月9日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議です。また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切です。

12日が文教上下水道及び民生常任委員会、13日が総務建設常任委員会及び委員会予備日、15日が委員会予備日、16日が駅前等再開発特別委員会です。また、13日の正午が一般質問の届出締切です。

次に、22日が議会運営委員会、26日は本会議で、一般質問。27日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決です。

また、本会議終了後の議会運営委員会は、第3回定例会の日程を仮決定いただくものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、6月9日は、日程1が会期の決定です。

日程2は、議案第37号など16件の農業委員会委員任命同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程3は、議案第36号など7件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託です。

日程4は、報告第1号など3件で、報告、質疑を受けた後、即決です。

日程5は報告第2号など2件で報告を受けていただきます。

6月26日は一般質問です。

6月27日は、日程1、一般質問ののち、日程2、議案第36号など委員会付託案件の7件を一括議題のうえ、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程です。

次に、議案付託表です。各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件です。

最後に議案第36号所管別分割表は、令和5年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、総務建設、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容です。

以上、事務局からの説明といたします。○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

濱野副主査。

○濱野事務局副主査 配布資料の議席配席図をご覧ください。

4月1日付の人事異動に伴い、本会議場の理事者側の席順につきまして変更がございます。

理事者席左側、前から2列目の左側2席について、左端が生活環境部理事席、その右側が生活環境部長席に変更しております。

その他の席順については変更はありません。

以上です。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、よろしくお願いをいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時23分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 松本暁彦